

融資・貸付

補助金
・出資

情報提供
・相談

セミナー
研修・イベント

法律・条例等
に基づく支援

その他

その他の支援制度

みやざきユニバーサルツーリズム推進事業

宿泊施設のユニバーサルデザイン化を支援します。

対象者

県内において旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて、同法第 2 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項の営業を行っている者。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている者及びこれに類する者は含まない。）

支援内容

県内の宿泊施設及び当該施設の敷地内で行うユニバーサルデザイン化のための改修事業費用の一部を支援します。

- ・補助対象施設：県内の宿泊施設
- ・補助率：1 / 2 以内 1 施設上限 5 0 0 万円
総事業費が 3 0 万円を超えるものに限りません。

ご利用方法

県観光推進課に御相談ください。

問合せ先

宮崎県 観光推進課 観光戦略担当 TEL 0985-26-7104